

令和7年9月号

# SANWA LINER

URL <http://www.tkcnf.com/sanwa-kaikei/pc/>

〔※ ホームページも情報満載です。  
是非、ご覧下さい!!!〕

税理士法人

三和会計事務所

山形市浜崎 76 番地 7

TEL : (023) 624-3466 FAX : (023) 624-3472

E-mail : [sanwa-kaikei@tkcnf.or.jp](mailto:sanwa-kaikei@tkcnf.or.jp)



← QRで簡単に  
ホームページへ

## 「改正下請法」で何がどう変わる？



Q 2025年に「改正下請法」が成立したと報道されましたが、何が変わるのでしょうか？

A 新たな「禁止行為」として、「協議を適切に行わない代金額の決定の禁止」や「手形による支払の禁止」等が追加されました。また、規制対象取引として「特定運送委託」が追加されるとともに、「従業員基準」も追加されています。今まで以上に、下請業者の保護が強化されています。

### 解説

① 改正下請法の施行は 2026 年 1 月

・2025 年 5 月 16 日、通常国会で法改正が成立。2026 年 1 月 1 日から施行予定。

② 新たに追加された「禁止行為」

・協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

代金に関する協議に応じないこと、一方的な代金の額の決定等を禁止。

・手形支払の禁止

電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段の禁止。

③ 新たに追加された「規制対象」

・「特定運送委託」の対象取引への追加

発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を新たに追加。



・従業員基準の追加

従業員数 300 人(役務提供委託等は 100 人)の区分を新設し、規制・保護の対象を拡充。

④ 執行の強化

・公正取引委員会・中小企業庁に事業所管省庁を加え、指導及び助言に係る規定等を新設。

⑤ 用語の見直し

・下請法に関わる用語の見直し(親事業者⇒委託事業者、下請事業者⇒中小受託事業者)。

☆今後詳細や新しい情報が発表され次第 SANWA LINER で順次お伝えしていきます☆

	日	月	火	水	木	金	土
9 ・ 10 月		1	2	3	4	5	⑥
	⑦	8	9	10	11	12	⑬
	⑯	⑮	16	17	18	19	⑳
	㉑	22	㉓	24	25	26	㉗
	㉘	29	30	1	2	3	④
	⑤	6	7	8	9	10	⑪
	⑫	⑬	14	15	16	17	⑯

### 9月の税務カレンダー

#### 9月の主な税務

■9/10(水) 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■9/30(火) 7月決算法人の確定申告と納税

・1月決算法人の中間申告と納税

・消費税の年税額が 400 万円超の 1 月, 4 月, 10 月  
決算法人の 3 月ごとの中間申告と納税[消費税  
及び地方消費税]

